

日吉津村農業委員会 4 月 月例総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日(月)午後1時30分から午後3時17分

2. 場所 日吉津村役場2階 第1・2会議室

3. 出席者 委員 10人
会長 5番 齋下 博三
委員 1番 上野 秀雄
2番 川口 剛敏
3番 山崎 博
4番 三嶋 真樹
6番 林原 美代子
7番 川原 邦建
8番 山西 昇
9番 長谷 昭宏
10番 生村 好実

農業委員会事務局職員 事務局長 福井 真一
事務局 影井 宣之

4. 欠席者 なし

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 諸般の報告について(行事報告)
- 日程第 3 報告第7号 利用権設定等に係る合意解約について
- 日程第 4 報告第8号 農用地利用配分計画の認可について
- 日程第 5 議案第10号 日吉津村農作業標準賃金について
- 日程第 6 議案第11号 日吉津村農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
- 日程第 8 議案第13号 特定農地貸付けの承認について
- 日程第 9 その他
 - ① 5月 月例総会の開催について
 - その他

6. 会議の概要

局長 そうしましたら総会入る前に辞令の交付をお願いしたいと思います。って言いますのが我々2人、新人でございますのでまずは会長様から辞令をいただきます。

議長 そうしますと、4月1日で異動がありましたので、福井課長、農業委員会事務局長を命ずる。

局長 晴れて事務局長を命じられました建設産業課長の福井と申します。よろしくお願ひします。4月に来たばかりで前に建設産業課おりましたけども、農政の方とかはほぼノータッチでございまして、土木の方ばかりで、どちらかという農地をつぶしてきた人間でございます。今後は潰しながら守っていくというふう立

場も変わりましたのでよろしくお願いいたします。注意事項なんですけども、今日はマイクを使ってるんですが、実は議事録を自動作成するシステムを導入しております、これでそちらのスピーカーがあるんですが、ICレコーダーで録音しまして、ネットの方に接続するとAIが通訳して議事録を自動作成するシステムを入れております。その関係で発言の際は、皆様のマイクを使って発言するようにお願いいたしますので、はい、すいません。そうしましたら、よろしいでしょうか。1年ちょっと前からやってまして、もっと稼働率を高くして、そうです。ただ簡易な議事録を作るところは省略しておったりですけど、今後は私が総合政策課から異動してきた手前、活用していかないといけない立場でございますので、よろしくお願いいたします。ということでよろしくお願いいたします。

局長 それではですね令和5年4月の農業委員会月例総会の開会にあたりまして、出席者が10名でございます。過半数を超えておりますので定足数に達しておりますので成立するということになっております。そうしましたら会長より開会宣言と挨拶をマイクを使ってよろしくお願いいたします。

議長 新年度4月最初の農業委員会ですけども、天気が良くていいんですけども、昨日は統一地方選挙しょっぱなですけども終わりました。結果は今日の新聞に出ておりましたけどもあのような状況です。今度2段目が2週間後ですね。また今度は村長・村議の選挙があります。百姓になんていうか集中できないという方もあるかもしれませんけども、そうは言っても時期的にずっと当分天気が続きますので、農作業の方大変かなというふうに思いますけども、事故のないように、何か上野さん転んで脇腹を打ったということですので、その前にも海川の人が風呂場でまくれてあばら骨を折ったということもありますので、本当に気をつけてもらわないと、年齢が年齢ですのでちょっとしたことで骨が折れる、欠ける、ヒビが入ることがございます。農作業には十分注意していただきまして健康に留意していただきたいというふうに思います。そうしますと今月の委員会に入らせていただきたいというふうに思います。日程に従って進めていきたいというふうに思います。

議長 日程第1会議録委員の指名ですけども、今月は、9番の長谷委員さんと10番の生村委員さんをお願いしたいというふうに思います。

議長 続きまして日程第2、諸般の報告です。行事報告ですけども、事務局の方から説明をお願いしたいというふうに思います。

〔事務局 行事報告説明〕

議長 事務局から報告が終わりました。3月の委員会のみでございます。以上で諸般の報告は終わらせていただきたいというふうに思います。

議長 続いて日程第3、報告第7号利用権設定に係る合意解約についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

〔事務局 報告第7、利用権設定に係る合意解約について説明〕

- 議長 そうしますと報告が終わりましたこれについて何かあれば。
- 山崎委員 合意解約の件ですけども、今、図面を見ますとですね、要は、開発予定のところが、合意解約の大部分なってるみたいなんですけども、これ合意解約したあと今年の作付はどうなりますか。
- 山西委員 法人が借りていた土地ばかりですが、ウシオが開発をすると、9月までは作付はいいけど、それ以降については、もう作ってほしくないということになって、ここは今年、転作のエリアで大豆を作る予定でおったんですけど、9月までしか作付はできないよということで、大豆が作付できないんですよ。
- 山崎委員 わかりました。はいそれで、要は、9月以降なら云々なんですけども、4月から9月までの農地の維持管理は誰がするんです。
- 山西委員 本人ですよ。
- 山崎委員 いや、多分本人がされる思ったけど、見た感じは、荒れるおそれがあるんで、それで聞いたんです。だって、5ヶ月ぐらい投げたままでしょ。ちょっとその辺が心配。ウシオは9月から確実に来るのか。
- 山西委員 いや、どうなのか。
- 山崎委員 地質調査を何か所か行っている。意味はわかるけど、本来は9月までの間、地主が心得ているのかどうかだ。
- 議長 8月末から9月始めには荒廃地調査もあるし、1~2号については、改良区にも話は無いし白紙だと思うよ。4月に挨拶に来たが、理事会に諮っている案件は何もない。9月いっぱいですということはもう半年もない。10月から変わりました。といっても無理でしょう。
- 山崎委員 いや要はその辺がね、地主さんがきちっと自分が分かっている解約の印をつけて、きちんとされればいいが、それがわからずに、印をついただけで、9月まで投げっぱなしになるのはかなわんよという意味で私今質問で聞いているだけだ。
- 議長 なげっぱなしです。
- 山崎委員 極端なこと言えば、3番4番の人なんて、トラクターないな。
- 議長 それであとは耕作放棄地になる可能性が高いけどどうしよう。用水路を地主で管理してもらわないといけない。きちっと水が流れるように人に迷惑をかけないように。合意解約はいいけどもな。今、山崎委員が言われるように、作るか作らないか。作らないな。
- 山崎委員 6番にしたって7番、8番もトラクターが無い。その辺のことをきちっと整理すべきですね。

- 議長 解約はどっちが言い出したことか。どっちからリーダーシップをとったのか。
- 山西委員 結局、9月までしか作付けは出来ないという事なので、うちの方が申し出た。
- 議長 9月まで作ってくれてというのは地主は知っている。多分工事は9月までだったらもう駄目ですよ、すいませんという話だろう。
- 山崎委員 その辺の理由付けをこうこうで大豆は作れないので、返しますから9月までは地主で管理してください。という話なら分かるけど。
- 議長 合意解約に印を押す時に、当事者が前後の話を理解しているかという事。地主に意識はないと思うよ。ただ実質的には、9月までは作っていい。そういう前提があり、その間どうすんのって事だ。せめて、用水路だけは、きちんと管理してほしい。農地だから。
- 川口委員 改良区にも役場にも開発の話はきてないのか。
- 議長 きてないと思うよ。改良区にまず話をしないといけませんが、そういう動きはない。
- 上野委員 今ですね、現在431号から1号までの間を造成工事してますけど、前もね、ここが造成工事する前は地主さんもね、管理されてなかったように思ってます。ですから今の1号と2号の間もですね、この合意解約した後、地主さんが自分らが管理するということを理解されているかどうかというのは、ちょっとおかしいじゃないかと思います。というのが、さっき言いましたように、431から1号までも管理してなかったですけどね。あれでいいんじゃないかという気持ちがあるんじゃないかと心配しております。以上です。
- 事務局 自分も確認した中でスケジュール表を見せていただいて、9月までは終わるということはどうかから見せていただいた記憶がございまして、いわゆる10月以降はできないと言いながらも、本当は10月以降も本当はできたんだということになったときには、保証でもしてもらえるんだろうかというような相談も受けた。ということがございました。ただ、現時点で9月までって言う限りはそれに従うしかないのかなというところで判断をしたんですが、今のおっしゃってるようなその間の管理ですね、については、また、法人さんとも相談しながら、どういった適切な管理ができるかということ、農業委員会の方としても、事務局としても話を進めていかなきゃいけないのかなと思って思ってます。はい。
- 議長 ごめん法人じゃなしに、ウシオだと思うよ、基本は。文書で9月まで作っちゃうと言ってるけど、憶測だけど、とても10月からという状況じゃないと思うよ。今までは全部ほとんどズレてきている。農業委員会に出してもらった資料なんかも、その時点でどうに済んだ計画がでていた。9月以降、へたすれば12月、来年中なるかもしれん。その辺をきちっと農業委員会の方で文書の方を確認せんと、法人さん云々じゃないよ。特に今回合意解約は、法人さんは解約しますよと、私も承知しましたと、あと残ってるのは自分の土地と、ウシオさんとの話。前はなんか何年か前に契約したことは、当然ウシオに責任があると思うよ。だからやっぱ荒廃地調査があるので農業委員会では会長名で文書でも出すとか、何かそんな

アクションを起こさんと。ポーっとしてたって駄目だと思うよ俺は。この問題が出てくると思う。いずれ。荒廃地調査で全部入っちゃう。全部荒廃地になってくると思う。私は今の状況では、みんなでやるけど実行組合長もその程度かなって思ってしまう。だから今言ったようにきちっと責任持って対応してくれと地主に言うことだと思う。これを受け取るときもやっぱそんな話はちょっとコメントしとかんと、うん。上野さんが言いなつたことを黙認してしまうと、右ならえで全部だと思うけどその辺ちょっと徹底してちょうだいよ。

川口委員 今、水の話が出てますけども、仮にこれ工事が延びた場合に、その水路の管理とか、そういったものをウシオに責任があるという具合に、齋下会長言いなつたけどわしもそう思うね。そうするとウシオに対してその作業をしてもらえるのかももらえないのかも併せて聞いてもらったかどうかと思う。多分ウシオの方から今行程表があつて云々というのはウシオの方から出てきたものではないかと思うがね。それに基づいて合意解約するわけだから、そうするとその間の今山崎委員が言われた管理というものは、今度はもう合意解約9月までしかできないということを書いてきたのはウシオなんで、一つその間の管理は、極端なこと言えばウシオにやってもらふとかというようなことも方策としてはあるべきじゃないかなというふうに思うんだけど、どんなかなと思って。

事務局 土地の所有者の方とウシオさんとどういう話になつてるかについていうのちょっと自分も推測すると、この中ではそこまで詰めてなかつたんじゃないかなというふうに思ってますのでそのあたりは、所有者の方に話をするとともに、ウシオさんの方にも責任を持って行動をとってもらふような話をしないといけないと思います。

局長 これは民同士の契約ですので、ただ、我々聞いておるのが、9月までの作はOKですけども、それ以降はやめてくださいというのは、薄っすらは聞いておるところです。法人としても9月以降、抜いてほしいって言われても困りますので、そこまで作付のあるものはできないということで多分今回の合意解約に至つたと思います。その間の責任は当然地主ですので、地主に適正管理を言っていくしかないかなと。考えております。以上です。

議長 いいかな。それでいいですか。

川口委員 もう一つ、1番ですけど、これは次の借り手がまだ見つからない。ということですか。自分で今度は管理されるということですか。

事務局 1番FさんYさん、Kさんの関係の合意解約でございますが、このFさんYさんが借りられたのが去年の12月の農業委員会だつたと思います。令和5年の営農計画書を集計したところ、この田では補助金が出ませんよということが発覚いたしました。Yさんについてはブロッコリー、それからFさんについては飼料用米なんですけど、これに対して補助金を出そうと思うと、担い手育成機構を経由して借り入れしなければならないということがあります。後から出てきますが、とりあえずここで一旦いわゆる相対契約を解約いたしまして、次に出てきます新しい名前の利用集積等促進計画で議案として提案いたします。

議長 他にありませんか。ないようでしたら、報告第7号は以上で終わって、次に進

めさせていただきます。

議長 日程第4、報告第8号、農用地利用配分計画の認可についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

〔事務局 報告第8号、農用地利用配分計画について説明〕

議長 説明が終わりましたがけれどもこれについて何か。一応報告ということでありますので、この通りでいきたいというふうに思います。

議長 続いて日程第5、議案第10号、日吉津村農作業標準金額についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

〔事務局 議案第10号、日吉津村農作業標準金額について説明〕

議長 説明が終わりました。去年だったかな上げたのはな。一応申しますと、法人等の方にちょっと聞いてみたらということもあって、それ聞いて参考にして去年、金額改定をしたというふうに思います。今年も見てみますと安い。ちょっと高いところありますけど、どんなものでしょうかね。作業をお願いする方が安い方がいいですし、受ける方は高いがいいわけで、それは当然のことなんですけど、どうでしょう今年はとりあえず去年と同じような形で、このままで様子を見ますか。毎年というのも、どうかなというふうに思ってますけど、個人的には。

川口委員 資料の米子市の部分で2段になってますが、標準額の例えば10アール当たり一般圃場6,700円がとなりの標準額が7,370円。これは、一般圃場と圃場整備地と畑とはわかれてるんだけど、あーそうかごめんなさいごめんなさい。

議長 どうでしょうか？この金額で今年、令和5年度はこれ位行ってもいいですかね。

山崎委員 一般労務がね、最低賃金が鳥取県853円だと思うんだけど、ここに854円なんだけど、掛け算すると6,824円になる。十の位以下は切り捨てか全部。854でも8を掛けると32円になる。6,832円。鳥取県は853円だと思う。最低賃金それ以下6,800円。最低賃金は確保しないとイケない。

局長 最低賃金を確認して、その最低賃金の金額を1時間当たりということで、日当を止めにするという案でどうでしょうか。

上野委員 米子市をみると30円位高くなっている。

議長 890円でいいじゃないか。米子市が880円だから日吉津村は890円。農作業賃金は一般労務の日当を削除し、890円/時間という形であとはそのままやりたいと思います。

事務局 あの会長、ちょっとよろしいですか。これまで全面耕起と代かきを比較してみますと全面耕起よりも若干100円ほど高く、それから代かきよりも若干安くと、

いうことで設定してあったんですけども 890 円にしますと、8 時間あたりになると 7,000 円いくらになるということになるんですけども、この辺の絡みは別に問題はないんでしょうかね。

議長 それなんか一般労務が普通の体使ってるんだけど、どうなのかなと思うんだけど、どうでしょうか？全面耕起・代かきだけでも体は使うけど、オペレーターがどうなのかっていうことがどうかと思う。

山崎委員 要は人力の場合と利用料金ですよ。機械を使って、例えば私がトラクター持ってなくて誰かのトラクターを借りて、8 時間、A さんの田を耕耘しました。けど私の場合は機械のリースだけで、一般道労務の掛け算であとは村の方で、ということになってくると、あれするとちょっとあれです。その辺があるんですけど。

三鴨委員 10 a の田の耕耘で 8 時間もかからない。

山崎委員 10 a 1 時間ほどで済んだっけな。

議長 今、一般労務の関係を見直すと、あとは主役という形でちょっと議案ですので諮りたいというふうに思います。賛成の方、挙手をお願いします。

[挙手全員]

議長 ありがとうございました。次に移ります。

議長 日程第 6、議案第 11 号、日吉津村農用地利用集積計画についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

[事務局 議案第 11 号、日吉津村農用地利用集積計画について説明]

議長 説明が終わりました。これについて、何か聞いてみたいということがあれば。ないようでしたら採決したいというふうに思います。議案第 11 号、日吉津村農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

議長 ありがとうございました。次に移ります。

議長 日程第 7、議案第 12 号、農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局、説明をお願いします。

[事務局 議案第 12 号、農用地利用集積等促進計画案について説明]

議長 説明が終わりました。これについて聞いてみたいことがあればお願いします。

議長 これについて、議案第 12 号を採決したいと思います。農用地利用集積等促進計画案に係る意見について賛成の方、挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 はい、ありがとうございました。

議長 続いて日程第 8、議案第 13 号、特定農地貸付の承認についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

〔事務局 議案第 13 号、特定農地貸付の承認について説明〕

議長 説明が終わりました。聞いてみたいということがあれば。それで杭はいつ頃打つ予定か。ていうのは 35 の 5 掛けたら 280 にならない。だから 280 m²の村民農園としてエリアとして貸し出すでしょ。そのうち 175 を貸せると、あとは、残ったところは、誰が管理するのか。関係者が借りた者だわな。280 のエリアは。

事務局 そうですこのぐるりに緑で囲ってる周りのぐるりを含めると 280 と、いうことで考えておまして、ここは日吉津村の方で、草なり何なりを管理していきます。耕耘なり何なりはしていきます。

議長 280 m²から 100 m²は、村が管理するんだ。本人が管理する 35 だけか。その杭は 280 のところに打つのか。いや私が聞いたのは杭が打てないって言ったは、35 は 5 つ打つのか、280 は保育所の芋農園の区割り。ここにも杭が必要だと思うが、杭はいつ頃打つ？

事務局 まずはポンプをつけないといけないと思ってまして。ポンプを設置するんですけども、ポンプの設置に合わせて杭を打たんとといけんと思ってます。

議長 これ、供用開始はいつからする予定。今日許可するとしたら、いつから供用開始か。

事務局 今日許可いただければ、すぐポンプの発注をかけて。

議長 現場の供用開始を知らせ、募集かけるのはいつか。

事務局 もう実際のところは受けて、保留してるのもありますので。

議長 ということは急がなければならないだろう。

事務局 はい。

議長 杭はいつ打つか。

事務局 連休までには、連休の前後までにはと思っております。

議長 当然 280 のところも保育所の管理の芋農園と貸し出しのエリアとりあえず杭を打たなければいけんだろう。結局きちっとしたけど図面では 35 の農園しかないけど、申請書は 280 の面積になっている。

事務局 ちょっと説明が悪いのかなと思いますけども、ぐるり周りも含めて 280、どっちも杭を打ちます。まずは許可を得られるままで、まだ打てんなと思ってましたんで。いやまだまだ保留です。保留です。

議長 他には。そうすると議案第 13 号、特定農地貸付の承認について、賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

議長 ありがとうございます。

議長 そうしますと日程第 9、その他で①5 月の月例総会の開催日について案では 5 月 10 日水曜日午後 1 この場所でということでもいいですかね。

[いいという声あり]

議長 一つよろしくをお願いします。それからその他で何かあれば。

川口委員 よろしいでしょうか？まず第 1 点、あの前回の農業委員会で、米価高騰に伴っての補助金を出すという助成金かな、出すということになってますが、それはどうなってますか。

事務局 今、農協さんの方に補助金として払って、それでデータを渡してそこからそれぞれ入金していただく、とあわせて個人宛の通知をさせていただくということで、今月の末の予定で考えております。

川口委員 前回の農業委員会で 3 月末か 4 月の頭っていう話があったが、それが実行されてないんだよね。なんでそげんなってるかっていうことですよね。つい 1 ヶ月ずれるっていうのは何か特別な理由があったんですか。

事務局 特別な理由はないんですけども、単純にちょっと事務が滞ってしまってるということで、申し訳ございません。普通にはちょっと時間がかかったのはかかったんですけども、本部からの補助金を農協さんに出すのに。

川口委員 単純に事務局の怠慢の部分があるんじゃないですか。きつい言葉で言うけど。それ早急に施行をお願いしたいと思います。施行で実施をね。それからもう一つ、実を言うと先日、今月の 5 日ぐらいだと、ちょっと日にち覚えてないんですが、そよかぜの中に転作水田の標準耕作水準についてというチラシが入ってました。これ皆さん読まれました。そよかぜの中に入ってたんですけど、これ、差出人じゃないかと思うんですが、日吉津村、日吉津村地域農業再生協議会、それから日

吉津村地域資源保全会という3者の連名で上に載ってます。これ非常にいいことなんで、やらないけんとは思うんですわ。ただ問題なのは、いろんなことが書いてあって、草刈りの水準のところ、理想的には年4回以上の草刈りが必要だが、最低でも2回以上の草刈りを行うものとするというふうに限定されている。さらにしかながら、どうしても2回以上の草刈りを実施されない場合、あるいは、管理水準が著しく不良の場合には、日吉津村農業委員会、地域資源保全会が個別に事情を確認した上で、今後の対応を助言させていただくという具合に書いてある。私が言いたいのは、非常にいいことなんでやらないけんと思うんだけど、農業委員会でそういう話がなくて、連絡協議会みたいなもんもなくて、農業委員会に持ってこられて、どういう具合にこれ対応するの、個別に対応が違ったらどうするのか。というところ非常に心配してるわけです。これは文章はこれ、再生協が出されたんですか。それとも、どこが出されたんだろう、役場は承知してないですし日吉津村の名前は入っとるけど。

事務局 去年の秋頃の際せ協で諮られて、それで中身について、その後精査して、再生協の方で出されたというふうに認識しております。

山崎委員 まずね、私これ見てびっくりした。日付がない。農家の皆さんへとかいう宛先もない、私は投書かなと思った。それでね、今言いなったように、去年の9月の再生協の総会で、こういうことに多分、これから困ることがあるんで、みんな考えて、書面でも出しましょうというのは、9月の議事録を見てあるんですよ。ただ、この文言の検討というのは、ないんですよ。こういう文言で出しますとか、農業委員会でも、農業委員会の名前が語ってあるですけども、農業委員会でのことについて、文言の検討したことはないんですよ。勝手に農業委員会を使ってるんですよ。役場が出され、多分役場は中心になって作られた文書じゃないかと思うんですけども、文面については再生協も農業委員会も一切タッチしてない。文言については、出しましょうというのは、今もさっきも言ったように9月のあれで合ってます。それを何のその文言の検討もなしに、ポーンと日付もない宛名もない、どこの誰に出すのか、実行組合員なのか、農家組合員なのか、その辺も全然書いてないんですよ。まか不思議な文書でね、私はびっくりしました。農業委員会の文言で出しますよっていうことを諮られたかどうか皆さん方分かってらっしゃると思います。かけたことない。

川口委員 だからかけてないから、そういう問題が起きてくる。

山崎委員 それで誰がそよかぜに入れたかというのは、役場から依頼があって、農協が支所でそよかぜの4月号に折りこみしたっていうのは確認済みです。

川口委員 役場から依頼があっただけか。それは知らなかった。

山崎委員 いま課長は変わられたが、課長も知っておられますよね。その経過を。

川口委員 やらないけん事は分かるが、検討されてないんだよね。

議長 何してもね4回の基本だけで、2回以上云々で、なめるように草刈りするのか、雑にするのかだ。

川口委員　もうなんていうかやっぱりみんなで検討して、どういう方向でいくのかどうい
う具合になるのか、それを検討してからじゃないと逆に言えば、今言われるよう
に、そういうことをせないけないということはあったんだけど、こういうことを
出してこういう具合にしてっていうないんだけん。水路の管理というところがあ
って、これで水路の泥上げ方修繕料の管理などについては当事者および地域ぐる
みでって書いてある。この地域っていうのは何を指すのかっていうことをみんな
わからんと思うだが。実行組合単位なのか、部落単位なのか。その辺でのことも
あるんで、やっぱりこういうとき出すのはとにかくお願いしたいのは検討して、
それから出すという具合にしてほしい。

議長　水路の管理は、昔は関係者ということになっておったかな。関係者でそれが今
度地域ぐるみで言うと、非農家も参加するのかな。

局長　すいません憶測でものを言っちゃいけないので確認はしてないんですけども、多
面的機能支払制度が入ってきて、昔は農家関係者だけでやってたけども、労力的
に非常に困難になってきているっていう実態から補助金を出して、地域の活動に
位置づけて、ただエリアはその活動エリアは限定しますけどもみんなで行いまし
ょうっていう制度でございます。そこいら辺が文章の中に入ってきておるんじゃ
ないかなと。ただその活動エリアに含まれていない農地っていうのは、従来から
のやり方のままですのでそう言うふうな推測でした。はい。

議長　いやそれで地域ぐるみって書いてあるのが、非農家も含むこれ嘘だな。

局長　多面的の理想論ですけども、非農家も含めてです。

議長　だけど実際やっちゃうのは、富吉の人が海川に来て、海川の人がな、富吉の
方に、そこはみんな農家だったが、現場で見とったら。だけど地域ということ
になると、非農家も全部でやるってことか。

局長　はい、日吉津村の中の組織は、今現状では、お金を支払うのは農家だけにな
ってますけども。本来のこの事業の趣旨は地域全部で取り組むことですので、
作業に出ていただいた方に日当を支払ったりするっていう制度です。

議長　だけど実際は実行組合だろう。大体農家がメインだ。何かの人が来たという
こと見たことない。

局長　ですから日吉津村の中ではそうなっちゃってるんです。

議長　それで今回の文書に地域ぐるみって書いてあるんで心配だ。

上野委員　ちょっと今、他の自治会のことはわからんだけど、一応改良区関係なんかでも
自治会で大きな川掃除しとる。春の川掃除、冬の川掃除、春の川掃除はどこの自
治会も、聞いたところによると大きい自治会は場所を決めて、農家も非農家も一
緒になって、自治会として掃除されておるということを聞いてますから、それじ
ゃないかと思えますよ。

局長　話がややこしくなるとあれなんすけど、幹線の農業用の用水と排水は確かに改
良区の方から地元の自治会に費用を負担して管理していただいています。

上野委員 改良区以外ね、小さな水路も、自治会単位で掃除しとるが。

局長 ですから話がややこしくなるんですけども、改良区がお金を自治会に支払っているのは幹線の水路だけです枝線は、そこの地域でやってらっしゃるんじゃないでしょうか？はい。自治会によってもまたやり方違ってますんで。

議長 そういうことについてはようわからんけど従来通りだったらいいってことだろう。とりあえず農業委員さんの中では。

局長 問題ないと思いますし、先ほどの御指摘の中で、要は話し合いをせずに、あの文書が出されたことが問題であって、今後そのようなことがないように名前が載るんであればその機関で当然議論しないといけないと思いますし、ですので、せっかくいことをするのにこういう問題が発生するといけませんので慎重に進めたいと考えます。以上です。

議長 他にいいですかね。

川口委員 ちょっとね今日、私の方が福井課長を通じて試算を出してもらいました。と言いますのが昨年度、米の法人さんも一緒ですけども、非常に米農家赤字になってると私も含めていうことで、今年は特に肥料代等が上がってきててどういう具合にそれをやっていけばいいのかと数字を認識をここで決めることではないんで一応数字を頭に入れといてもらいたいなということで試算をしてみました。それをちょっと今日、ここで農業委員さんの中で試算さんのやり方がいい悪いはあるかもしれないし、そういうことを聞いてまたちょっと考えたらいいかないかなという具合に思っております。今年の単価は役場になり、機械メーカーなりに聞いて一応数字を上げております。条件としてまず4つパターンを作りました。これがいいか悪いかはちょっとあると思います。一応、規模として2ha、それでさらに機械は全て持っているというところと、コンバインがないところ。と言いますのは田植機・トラクターを持っておられるけれども、コンバインがないというところが結構あるんじゃないかなという具合に思います。それから、1haでコンバインがない。補助金もないよと、2haの場合には認定農業者を受ければ半分が補助金という単純な計算をしております。1haだと認定農業者、今の認定耕作者という制度が1ha20~30aが基準ですよ。日吉津村が独自にやってるのが。それを下回るということはない。認定農業者からも外したという考え方、それから1haで全て機械がないというパターンを作りました。機械はトラクター・田植機・コンバインそれぞれ挙げております。補助金が2分の1でも消費税云々も、ちょっと計算する面倒くさいんでバツサリとやっています。機械ですが耐用年数が7年で単純にもう7年で割りました。そうすると1年あたりが、三つ合わせて63万5,714円と、それから費用の方ですけど種もみ650円これは消毒と種もみ袋等を入れて農協の今年の価格です。品種はきぬむすめを選んでおります。それから肥やしですけども、これが注文価格で1袋4,140円、昨年が2,700くらいですので、かなり上がっておると、除草剤も10aに1kgということでこれは3,060円。それから床土、覆土、両方合わせての使用なんで1袋693円、それから田植えをするときに箱にかけるんですけどもこれが10kgが3万6,000円。というのがあります。これ実際私が注文した価格です。それからヘリ防除を2回すると1回目が4,040円、2回目が3,490円。これもかなり上がってます。健苗シート、これ50mで計算しております2万6,000円。それから乾燥費ですけども、これは農協に全部出した

ということで乾燥粃 1kg 当たり 30 円、それから苗がはこれが決まってません。1 枚当たり去年が 970 くらいと思います。硬化苗、今年は 1,000 円見といてください。っていうのが、農協さんの言い方だったです。それから雇用を使った場合ということでこれが私が現実に使ってることなんですけれども、種まきのときに 5 人を半日、1 時間 900 円払っております。今年今度、金額が変わったんでどうするのかこの範囲に入ってるんでということをおもっております。田植が 2 人かかって 8 時間で 3 日かかる。それからコンバインの方が 1 人でもみの運搬がありますんで、3 日かかるということで、費用合計がこれ全部してもらおうと 8 万 2,800 円で除外項目として軽トラですけれどもこれは多様性っていうか汎用性が高いんで燃料費だけ計上しております。割合がちょっとわかりません。それからウイングモア・スパイダーモアに関しては、減価償却は未計上で挙げております。これが条件で、その 2 ページ目をはぐっていただきますと、全部やった場合に、ざっと 8 俵半だったら、10 a で 8 俵半だらが取れるとすると、去年の価格が 5,200 円これ一等米です。8 万 8,400 円、それでずっと計算していきますと、20 っていうのは 2ha です 10 a あたりに全部直しております。差し引きマイナス 3 万 6,000 円、10 a 当たり 3 万 6,000 円マイナスが出るということです。それからコンバインがない場合にこれ委託しますんで、刈り取りが 1 万 8,500 円、粃運搬料が 10 a 3,000 円かかっておりますんで、これでマイナスの 3 万 6,000 円。ほんで雇用費のところは、これはあのコンバインをはねて田植えと、種まきの部分だけの時間です。それが 2ha の場合、それから 3 ページ目が 1ha の場合ですけれども、1 ha の場合には今度は補助金が機械にありませんので、償却がものすごく上がります。そうするとマイナスの 9 万 2,000 円という数字になりました。それから全てない場合、トラクターもそれから田植えも、それからコンバインもみんなない場合だとマイナス 4 万 7,000 円という数字です。それ以外にここで、これにかかる費用としては育苗のやり方によって違いますけれども、透明なシート、プールの場合には使えますし、それからトンネルの場合には使わない。それから除草剤等で別途に撒くと、我々撒くんですけれどもヒエとホタルイが特に関係するんで、それらは入っておりません。使わない人もありますんで。いうことで現状かなり苦しいと。それで今後について荒廃地をなくすためには、ある程度その儲かるところでやっていかないと、荒廃地はなくなるんじゃないかと、現実聞いてもらったところによりますと大手のところなんかでも、かなりマイナスが米では去年出てる。個人でやってる人もかなりマイナスが出てる。もうこれ以上、米は作らんといい人も声もあります。それからもう機械の借金が終わればやめるっていう人もいます。こういう状況が現状今後続いていくのかなと。これ逆算していくと、あと 1 袋あたり 2,000 円くらい上がらないと、ペイしないという数字になってきます。ここで結論が出せる問題ではないんで、これらをどういう具合に皆さん思われるのかということをお意見を伺っていただいて、農政の方で、なんぼかでも考えてもらえれば非常に助かるかなというこれは私の勝手なお願い思いでもあります。これ資料なんかこれがおかしいというところがあれば言っていただければ、私が作ってますんで。お答えはしますけれどもこれ以外に入っていないものが大分ありますそれはそれ、やり方によって違うんでなかなか入れる入れないっていうのがありますんで、ちなみに星空舞はヘリ防除は条件になってます。規模も 2ha がいいのか 3ha なのか 5ha なのか、それはちょっとよくわかりませんので、とりあえず 2ha くらいかなとということをおもいつきで作ってますんで。ちなみに機械はですね、これ、私が使ってる機械よりもちょっと小さくしてます。トラクターは 25 馬力、田植え機は 4 条、コンバインは 3 条で計算してます。すいません私指名を受けずに喋りました。

山崎委員

今、川口委員が、現実の非常に厳しい説明をされたんですけども、こうなった原因は何かということから、まず考えていかなきゃいけません。我々が20代30代のときにはですね、米さえ作っておけば、例えば大学にも出してもらったり、十分でした。今までですね、日本国内で米が一番消費された時期というのはですね、ちょっと今うる覚えなんですけども、1,400万tぐらいなんです。今実際、転作で770万tぐらいしか生産せんでしょう。ピーク時には1,400万tあったんです。これは誰が考えても、何でそうなったかということは、みんなが食べんけんです。米食べんけん、そういうことになったわけで。その食管法があったときにはですね、国が生産者米価と消費者米価をきちっと決めて、当初はチョンチョンで良かったんですけども、途中から消費者米価をどんどん下げていった。生産者米価はそのままいきますんで、国の出し部分がようけだったために、食管をやめてしまってますね、今の格好になってるんですから、一番手っ取り早いのはですね、国民がご飯一杯わて余分に食べれば一番いいです。米価があがります。ただ、今、ご案内の通りパン、いろんなもんが出てますんで、うちらもですけど嫁はパン食べてます。朝、農家でおって、嫁がパン食べちゃう。この現実があるわけなんですよ。で国もちょっとあの農業には弱いというかも馬鹿にしてるみたいな感じですね、それじゃあ6次産業化で、米粉、米粉あたり結構いいんですよ。米粉は我々もパン食べても麺食べても米粉の6次産業化した製品はうまいと思うんですけども、ただ残念ながら、米粉にするコストがまだ高いんです。これが安くなってくるとですね、うどん、小麦のうどん粉みたいなやつになってくれば、どんどん米粉でやっていけば、今以上に上がってくると思うんです。ですから、もうこれはやっぱり一番は、消費拡大、それしかないわけです。消費拡大しかない。今川口委員が試算いろいろされておりますけども、国がいろいろ全国段階で試算しとるのがですね、21年の今から2年前の統計が今出ています。私もちょっと調べてみますからね。担い手の60kg当たりの生産費が、1万500円なんです。それでこの担い手というのはいろいろですけどもとりあえず15ha以上の担い手の米の生産費が1万500円。それが今5,000なんぼの米60kgですからそれで倍しますと15haぐらいの担い手でもチョンチョンなんですよ。60kg生産するのに全然もう儲けがない。ただ、法人さんも入っておるんですけども、下駄対策がありますんで、大型農家には下駄対策でマイナス部分を補ってると、多分この辺の大型なんかもみんな下駄対策で何とか雑収でもってるのではないでしょうかね。下駄対策で私も去年から収入保険入ったんですよ。収入保険は米ほどではなしですね。他のもんもすごいきついです。もう生産費が全部上がってきてるんで。ただ、収入保険ですから、5年間のうちの統計とってみて、補填するんですけども。私結構去年もらいました。収入保険120何万もらいました。収入保険で。ということはそれだけ儲かってなかったから、法人さんは下駄対策の雑収で、過去5年間の上と下取ったものの平均で雑収が入ってますんで、何とかその辺で赤字から黒字になっちゃうんじゃないかと思うんですけども。大事な大事な5・6・7反作ってる人はどうするかということになる。もう今の川口委員の試算の通りで、赤字がはしっているのはわかっているのに米作らなきゃいけない。なかなかここで解決できませんよ。とにかく、両方はけるようにせんと、ですからもう国の政策自体が、転作奨励金にしてもですね、どんどん下がった。何にもかにも下げて農業関係非常にきつい時代だなというように思っております。

局長

いろいろありがとうございました。厳しい現状、まずは消費拡大。パン食べたりうどん食べたりじゃなくて、ご飯一杯余分に食べろという。確かにそうだと思います。コロナで外食が落ちてますし、スーパーで売ってる米の値段が年々10kg

袋で考えると 100 円 200 円の単位で落ちてきてます。きぬむすめとかでも 10 kg ですから、玄米に換算するとまた 9 割ぐらいなってくるんですけども、2,580 円とかね、税抜きでね。特売で売ってる状況から、これはいくら掛け算したって黒字になりませんよね。という現状は理解しましたので国の方の政策としても年々減反なかなか良い条件ではないんですけども、コロナの関係で近年の肥料価格とか、それから米価下落の補助金がございましたけども、今後もあるかどうかわかりませんが、やはり何らかの対応をしていかないとこのままでは農家、潰れてしまいますんで。

川口委員 農業委員会で荒廃地対策やるじゃないですか。そうすると儲からないものにボランティアで百姓をして荒廃地をなくすって、無理な話が出てくるわけですね。荒廃地がどんどん出てきたときに、それどうするかっていうことが片方では出てくる。片方では儲からないからやらないと、なんかどっちが卵が先か鶏が先かみたいな論理になってしまうんですけど、そこらあたり一番心配するわけですね。さらにこれは米ですけども今年の場合聞いてみるとネギにしても、ブロッコリーは専門の人がおられますけれども、ブロッコリーにしても、かなり損失が出ているようには聞いております。数字はわかりません私作ってませんので。そこらあたりの対策も含めてね。どうしてどうやっていくのかということをやっぱりちょっと役場サイドでもちょっと考えていただけないかなということです。

川原委員 厳しい意見が出るようですけども、東京の世田谷・成城で暮らしている国会議員の皆さんは農家の痛みなんかわかりませんから、日吉津だけじゃなくて、鳥取県、全国今、百姓家が結構な痛んでいるという格好です。ただ私が一番心配するのは私自身は 7 反の田んぼですから年金を食いつぶして楽しみでつくればですけども、T さんや法人や K さんもそうですけども 2ha とか作っておられる方が赤字になってしまうと、俺止めたわーっていうと、大変な荒廃地になってしまう。そこを一番心配しておりますので、何とかそういった大型で作っておられる皆さんにあんまり儲からんけども、それでも何とかこの日吉津の農地を守ってやろうという意気込みのためにもですね、どこかの時点で補助金でも出してあげてですね、何とか今のこの時期を乗り切る施策を作っていくと、本当にね、もうやめたわ、もうからんけんと言われると本当に一番辛いと思いますよ。だからその辺の施策を村で我々でもやっぱり考えていかないといけないなというふうに思います。

山崎委員 10 年後の目標で地域計画はいつから作るのか。

事務局 地域計画はもう今年から 2 年間のうちです。

山崎委員 来年までに地域計画を作らねば。大変だな。10 年後の姿だな。10 年後ということは今の 60 歳、70 歳現役で今やって我々はもちろんだけど、今、70 歳でやっている人は引退だな。

上野委員 時代の流れじゃないかと思うな。わしらも結局もう後ろの団塊の世代はもうわしも知ってるように、昭和 40 年代では、1 割増反でね県や国から表彰状が出ている。1 割増収で、米を。そういうふうな時代からね 50 年経ってしまったら、もう米はいらんだ。その間のことを考えてみると、アメリカのパンが入ってきてるんだけど、わしらの下からの者が給食でパンを食っている。それは農業はもう国ははっきりは言わんよ、いらんって言うてる。ていうのが、新聞なんかで見る

と、皆さんも全国農業新聞読んでると思うんだけど、あるいはもう一つの毎日出る農業新聞かな。私もどっかで見たんだけど、米も、現在のブロッコリーや白菜やネギのように、ああいう価格の位置づけにするって言って書いてあった。新聞に。ということは、必要になったら、値段が上がるし、不作になったら、米はいらんと、多分もう今の供出米みたいな話があったけど、昔の価格一定ではなしと、国民が米を必要とすれば、米はね上がるし、国民がさっきみたいにパンを食べて米食べると、値段は下がる。そういう方向に国は持っていただけん、それもうこれから騒いだって、田はどうしようもないけん、団塊の世代が年金で維持しなさいということだ。だから現実がそげなもう作る者はおらん。

局長 大変重要な課題だとは思いますがここで結論が出る話ではございませんので、米を家でも話題にさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。事務局からちょっとお伝えしないとイケない、てんこ盛りがございますので、はい。

事務局 すいません確認とか連絡というお話になってしまうんですけども、まず今日資料3でですね、ご審議いただいた標準料金表のですね、こちらの今日の結論で890円で記載を修正するというので、これを去年もそうさせてもらったように聞いておるんですが、次回のそよかぜと一緒に配らせてもらうように、またJAさんに、できたものを持っていってお願いして、次回そよかぜと一緒に各実行組合でですね、そちらの方で配布してもらうという流れでよろしいですかね。はい、すいませんそのようにまた準備を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。すいません一応次に進めさせていただきますけども、農業委員会でタブレットを昨年度購入して今使えるようにしておるタブレットです。タブレットってスマートフォンの大きいやつで1人1台ずつあるので、これ配らせてもらうと一応使い方としては、お知らせですね、こちらからのお知らせとか連絡を見ていただいたりとか、あとは農地の地図でですね、この農地が誰のとかっていった形で確認ができると、地図の画面を動かしたりしながらもう見れるというようなものになってるんですけど、結局これも使い方がですねやっぱりある程度練習というか、確認操作方法とか確認しないとなかなか見れないかなというのがあります。また次の、この会ですね5月10日の会の終わった後とかでもですね、ちょっと時間を設けて使い方を確認するというような形でさせてもらえばと、もし1回でちょっと難しいから、また続けてもう1回もう1回やっていくとわかるはずですよ。

議長 大体みんながマスターするまで概ね、ずっと委員会の後に、やればいい。

事務局 はい、わかりました。もう1回あたりはね、毎回時間を設けてやっていけるように、はいちょっとまた調整してちょっとまた次回でも皆さんお配りして見てもらうということでしていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。はい、では私からはご連絡以上でございます。

山崎委員 4月から建設産業課はずいぶん何か変わったと思うんですけど、職務分担を教えてください。

局長 私が課長で総括を行います。農業委員会はこの影井くん。影井主任です。農政全般は小乾行政専門員です。ここの中にはがんばる地域プランとか有害鳥獣とか、農政全般です。

山崎委員　　ということは、増本さんと高森さんをやってもらったのをこういうふうに直します。ってということか。

局長　　いろいろ組み合わせを変えておりますので、多面的機能支払いとかは吉田技師がやったりですね、ちょっと振り分けを若干変えております。というのがですね、この農務の関係、農政の関係が近年急増しております、建設産業課従来から土木から下水から全部やってるんですけども、すごく停滞、停滞というか遅れが生じているということで、ちょっと立て直しを図らないと、うまく機能してないっていう現状がございますので、その辺スムーズになるよう進めていけたらと考えております。はい、以上です。

議長　　以上で月例総会を終了いたします。

閉会時刻　　午後 3 時 17 分

会長（議長） _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩